**築地市場の閉場・解体事業をめぐる記者会見　2018.11.21**築地市場営業権組合

**〇記者会見の趣旨**

現在、東京都は築地市場を閉場し、解体事業を進めていますが、閉場も解体事業もいずれも違法です。

　閉場は、次の二つの理由で違法です。

　①営業権の侵害(憲法29条違反)

　②威力業務妨害罪

また、都は、解体事業を進めるため、私たちが築地市場に置いている私有物の撤去を求めていますが、私有物は損失補償が必要な証として置いているのであり、都の要求自体が違法・不当なものです（東京高裁平成3.7.30判決）。

　私たち、営業権組合の組合員は、閉場・解体事業の違法性を追及するとともに、閉場後も買物ツアーを実施し、築地市場での営業を続けています。

10月23日には、築地署に威力業務妨害の被害届けを提出しました。

　10月30日と11月5日には、都が提訴した仮処分命令申立にもとづき、２回の法廷が東京地裁で開かれましたが、１回目10月30日には、都の代理人を完全に論破、2回目には、公開質問状を読んだのち、都の代理人は、「一切答えない」、「今後も答えない」、「答えないことの理由はない」と戦意を喪失、論争を放棄する有様でした。

　会見では、営業権組合から取組みの経緯を報告するとともに、鍵となった公開質問状について助言者から詳しく説明します。

〇登壇者

・築地市場営業権組合から(予定,五十音順)

小松 和史

猿渡 誠（司会）

杉原 稔

堀江 周司

村木 智義

・営業権組合助言者

　 熊本一規

**〇報告者**

１．営業権組合の取組み　　　　　　　村木智義(共同代表)

(1)買物ツアー

(2)築地署への「都の違法性(威力業務妨害)」の訴え

(3)東京地裁における都の代理人との論争

　　10月30日(ＫＯ勝ち),11月 ５日(都は戦意喪失)

２．都への公開質問状について　　　 　熊本一規(明治学院大学名誉教授)

３．都の違法・強引な茶屋の解体　　　 猿渡 誠

４．Ｙ氏の所有権・営業権について　　 熊本一規

配布資料

１.営業権組合の見解　　　　　　　　　 2018.10.30 築地市場営業権組合

２.東京都「主張書面(平成30.11.1)について」2018.11.5築地市場営業権組合

2-1.東京高裁平成3.7.30判決及び原判決の重要部分 2018.10.熊本一規

2-2.中央卸売市場整備計画の変更について 2018.9.10農林水産大臣　齋藤健

2-3.原 龍之助『公物営造物法[新版]』473頁

2-4.公共用地補償研究会編著『公共補償基準要綱の解説』16頁

３．公開質問状ver.2(11月5日地裁配布のver.1に赤字部分を加えたもの)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 2018.11.8 築地市場営業権組合

４．「建物の寄付」を要求した都の行為は恐喝罪にあたる 2018.11.21熊本一規